

カメラを「オン」、音声を「オフ」にして開会までお待ちください

地域の権利擁護支援のあり方を考える研修会

時間	所要	タイトル	講師
13:00	-	開会	
13:00~13:05	5分	オリエンテーション	北村 肇 地域共生政策自治体連携機構 事務局次長
13:05~13:50	45分	地域の権利擁護支援の形をつくるために 私たちは何をすべきか	川端 伸子 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 前厚生労働省 成年後見制度利用促進専門官
13:50~13:55	5分	休憩	
13:55~15:10	75分	意思決定支援の思想に基づいた活動を 地域に息づかせるには	水島 俊彦 日本意思決定支援ネットワーク 副代表 成年後見制度利用促進専門家会議 委員
15:10~15:15	5分	休憩	
15:15~16:00	45分	“意思決定フォロワー”と描く未来	安藤 亨 愛知県豊田市 福祉部 よりそい支援課 権利擁護支援担当長
16:00~16:05	5分	休憩	
16:05~16:30	25分	『市民後見人養成テキスト』の活用・「基本カリキュラム」の読み方 ・市民後見人養成研修修了者の活躍促進・介護サービス相談員派遣等事業との関係	北村 肇 地域共生政策自治体連携機構 事務局次長
16:30~17:00	30分	鼎談形式による質疑応答	川端×水島×安藤 / 進行：北村
17:00	-	閉会	

オリエンテーション

①オンライン（ZOOM）視聴情報・講師資料

【 視聴のためのURL情報 】

<https://us06web.zoom.us/j/86352972434?pwd=bhSVVLmtYSwqPzLw2itgy6yIsgVeEq.1>

ミーティング ID: 863 5297 2434 / パスコード: 010454



【 講師資料 】

メールでご案内したファイル転送サービスによるほか、
地域共生政策自治体連携機構のホームページよりダウンロードください

<https://jichitai-unit.ne.jp/network/>



数人のスタッフで本日の研修会を運営しています。
事務所や事務局携帯にお電話いただいても、繋がりにくい状況が生じることが予想されます。
受講されるお仲間、視聴URL等が分からない、繋がらない等の状況がございましたら、
上記をご案内差し上げてください。

お申込みのない方へのご案内はご遠慮ください。

オリエンテーション

②開始あたって：オンライン受講者へのお願い

本日の配信は（ウェビナーではなく）ZOOMにより行っています

☑講師の方々に見えるよう、カメラは「オン」でお願いします。

※講師はモニター上でオンライン参加者のギャラリービューをみながら講義いたします。

☑音声は「オフ」にしてください。

※ZOOMによる配信のため、ひとりでも「オン」にしている方がいると、配信環境に支障が生じ（雑音が混じり）ます。

☑講師への質問は、すべての講義が終了後、16時30分頃よりまとめて行います。本日は非常に多くの方が視聴されています。手上げ機能や声出しをいただいても、司会・講師がそのすべてに気づくことが難しい状況ですので、恐れ入りますがご質問はチャットに書いてお送りくださるようお願いいたします。その際、質問者の所属・氏名・連絡先メールアドレスも付記してください。

※当日お答えできないチャットでの質問は、講師と情報共有の上、後日お返しするようにいたします。

オリエンテーション

③本日の研修の目的、受講者の皆さまに事前にお伝えしておきたいこと

(開催案内にも書きましたように)

**地域の権利擁護支援のあり方を考える
“きっかけ”**

となればと考えて企画した研修です

オリエンテーション

③ 本日の研修の目的、受講者の皆さまに事前にお伝えしておきたいこと

次の2つの自治体事務局を通じて、関係者に今回の研修会のご案内をしています

① 介護サービス相談員派遣等事業の実施自治体、介護サービス相談員の皆さま

- ☑ 日本の市民後見の全国実施に向けた検討は、平成22年の介護サービス相談員派遣等事業の調査研究（その礎にある介護サービス相談員の日々の相談活動）に端を発しています。
- ☑ 介護サービス相談員で市民後見人もされている方もいらっしゃいます。
- ☑ 検討から14年を経て、介護サービス相談員派遣等事業実施自治体の事務局担当者の皆さまには、あらためて地域の権利擁護という視点から、介護サービス相談員の活動を見直す“きっかけ”としていただきたいと思えます。

オリエンテーション

③ 本日の研修の目的、受講者の皆さまに事前にお伝えしておきたいこと

次の2つの自治体事務局を通じて、関係者に今回の研修会のご案内をしています

② 自治体の「権利擁護」担当部局 や中核機関等の関係機関、市民後見人等の皆さま

- ☑ 介護サービス相談員の活動やその根底にある思想には、市民後見人や権利擁護支援者、意思決定支援サポーター等の活動とも類似する部分があります。
- ☑ 自治体の権利擁護担当部局や中核機関等の皆さまには、「権利擁護支援チーム」のメンバーの一員として、介護サービス相談員の活動があることを認識していただきたいと思います。
- ☑ その上で、介護サービス相談員や市民後見人、権利擁護支援者、意思決定サポーターなど、地域の権利擁護に関わる市民人材を一体的に捉える視点を持ち、その活動を育成・支援していく“きっかけ”としていただきたいと思います。